

滝上町消費者被害相談件数

(年度別、H18は12月まで)

形態	H15	H16	H17	H18	計
訪問販売	4	8	7	3	22
電話勧誘	1	1	7	4	13
消費者金融		3	2	2	7
睡眠商法	1	2	2	2	4
送りつけ		2	1	1	4
出会い系			1		3
計	6	16	20	12	54

◇滝上町の消費者被害の実態！

町内における消費者被害による相談は、依然として多く寄せられています。その件数は

年々増加の傾向で

平成15年度 6件

平成16年度 16件

平成17年度 20件

平成18年度 12件(12月まで)

の相談が寄せられており、平成15年度以降合計54件の相談を受けています。これは、

町民の62人に1人が、消費者苦情で相談

していることになり、相談していない人を加えるとその割合はもっともっと高まります。

平成15年度以降の町民における相談件数の上位は、

訪問販売 22件

架空請求 13件

電話勧誘販売 7件

などで、他にも催眠商法や消費者金融トラブルなどが後を絶ちません。

しかし、簡単な知識と対策方法を知っていれば、これらの被害は防ぐことができます。そこで被害数上位3つについての対策方法を紹介します。

■訪問販売

町内において訪問販売による被害数は最も多く、その被害額も多額になる場合があります。中には50万円以上の契約をさせられた相談者もいました。内容としては、

布団

健康食品

住宅の改修

が被害の上位を占めます。また、一度訪問販売の被害

にあった人は、複数の悪質業者によりつきつきに餌食にされる「つきつき販売」といわれる商法の被害に遭いやすく、一人暮らしの高齢者の被害が目立ちます。



訪問販売の被害防止策は、簡単にドアを開けず、まず目的を聞く。

・必要のないものはきっぱりと断る。

・内容のわからない契約は家族や知り合いに相談。が有効です。高齢者の方や、高齢者を身内に持つ方は特に注意してください。

■架空請求

流出した個人情報などを、手紙やはがき、電子メールなどで架空の請求を行う詐欺行為で、さまざま

な手段で金銭を要求します。内容としては、

債権回収業者や公的機関の名前による請求督促状、携帯サイトにアクセスしただけで請求画面となり登録料を請求される

ですが、新手段・業者名が次々と登場し、決して油断できない状況です。

架空請求の被害防止策は、身に覚えのないものは無視して安易に支払わない。こちらからは絶対に連絡しない。

・身に危険を感じたら警察が役場へ連絡する。

が有効です。請求などが届いた場合、まずあわてないで考えれば、架空請求だと容易に気がつきます。

■電話勧誘販売

最近増加しているのが、電話勧誘による販売被害です。電話越しに巧みな話術で購入意欲をおおき、必要の無いものを法外な金額で売りつけます。電話による勧誘のため、購入商品のほとんどは宅配され購入者によって開封されます。一度開封したものは返品不能といって、無理やり買取させる悪

質な業者も多くなります。健康食品(葉まがい品) 教育用参考図書

などに関連する被害が多く、流出した個人情報などを元に、電話勧誘が行われます。

・知らない人からの電話は、疑い、怪しければ切る。

・必要の無いものはきっぱりと断る。

・知らない人からの宅配物は絶対に開封しないで家族・知人に相談する。によりほとんどの被害は未然に防げます。もし万が一商品を購入する約束をして、約束した日から8日以内であればクーリング・オフによる無条件解約も可能です。

以上、町内に横行している消費者被害について紹介しましたが、身に覚えがある方、少しでも不安を感じた方は遠慮なく役場商工観光課までお気軽にご相談ください。

▼問い合わせ先

商工観光課商工観光係
☎29-2111 (内線65)

年金

◇国民年金保険料を口座振替にする と割引がありお得です

「早割」による割引

があります。

○前納について
・一定期間をまとめて振替
納入することにより、割引
きがされます。

・期間は1年分（4月～翌
年3月）と、6カ月分（4
月～9月・10月～翌年3月）
が選べます。

○早割について
・当月保険料を当月末に引
き落とすことにより毎月
「50円」割引されます。
・前納と違い、まとまった
保険料を納付する必要はあ
りません。



平成18年度割引額

振替方法	割引額
当月振替による早割	毎月50円
納付書による6カ月前納	680円
口座振替による6カ月前納	940円
納付書による1年前納	2,950円
口座振替による1年前納	3,490円

・口座振替で1年分または、
6カ月分の保険料を前納す
ると、納付書（現金）で前
納するよりも割引額が高く
大変お得です。

○申し込みについて

年金手帳または納付書、
預（貯）金通帳の届出印を
持参のうえ、金融機関や郵
便局でお申し込みください。
※口座振替による1年また
は6カ月前納（4月～9月）
については、平成19年3月
上旬までに申し込みが必要
です。

◇失業などの理由で国 民年金保険料を納付で きないときは

国民年金の保険料が納付
困難な場合には免除等制度
が利用できますが、免除等
制度は本人、配偶者、世帯
主の前年の所得状況を審査
したうえで決定されます。
ただし、失業などを理由
に免除を申請される場合は、

失業したことがわかる公的
機関の証明（雇用保険受給
資格者証・雇用保険被保険
者離職票等の写し等）を添
付することにより、失業さ
れた方の所得審査が対象外
となります（被保険者の配
偶者や世帯主に所得がある

場合は、その所得により免
除に該当するかしないかが
決定されます）。

▼問い合わせ先

住民生活課戸籍係
☎2912111（内線43）

北見社会保険事務所では、紋別の事務相談において、 「年金相談の予約制」を2月の相談から実施します。

- ・予約は相談日の1カ月前から受付できます。
- ・予約は、電話でお願いします（北見社会保険事務所0157-25-9632）。
- ・予約相談の実施時間帯は次のとおりです。
- ・（今までどおり予約なしでも受けられます）

社会保険事務所の 移動相談日のお知らせ

日時

2月 8日（木） 2月20日（火） 3月 8日（木） 3月22日（木）	午後1時30分 ～午後4時
2月 9日（金） 2月21日（水） 2月 9日（金） 2月23日（金）	午前9時 ～午前11時

場所 紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）

初日 午後1時30分～
午後3時30分

次日 午前9時～
午前10時30分

※人数に制限がありますので、
詳しくは北見社会保険事務所
年金給付課（☎0157-25-9632）
までお問い合わせください。